

令和7年度
東京都福祉のまちづくり事業者団体等
連絡協議会

令和8年2月6日

(午前10時00分 開会)

○篠福祉のまちづくり担当課長 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、「令和7年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会」を開催させていただきます。

私は、福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の篠と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元の配布資料についてですが、会議次第にありますとおり、資料1から17まで、参考資料は、①から②まででございます。

次に、東京都の出席者をご紹介します。松谷事業調整担当部長でございます。

また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉の兼務課長に任命されており、本日、オンラインにて出席しております。

では、議事に先立ちまして、福祉局事業調整担当部長の松谷から、一言ご挨拶を申し上げます。

○松谷事業調整担当部長 皆様、おはようございます。

本日は、ご多用中のところ、「東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

東京都におきましては、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定いたしまして、それに併せてこちらの連絡協議会を設置いたしております。それ以降、四半世紀以上にわたりまして、本連絡協議会との意見交換を踏まえながら、福祉のまちづくりに関わる様々な施策を展開してまいりました。東京2020大会を契機として、都内の鉄道やバス、タクシーなどの公共交通、また、道路や建築物などにおきまして、事業者の皆様のご理解、ご協力の下、ハード面のバリアフリー化は、着実に進展してまいりました。

一方誰もが必要な情報をスムーズに得るための情報バリアフリーの充実ですとか、心のバリアフリーのサポート企業との連携など、ソフト面での取組も徐々に進んできております。昨年9月には世界陸上が、そして11月にはデフリンピック大会が東京で開催されましたが、こうした大会を契機といたしまして、こうした取組をさらに加速させ、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、都といたしましても、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日は、本連絡協議会が、第15期となりましてからの初めての会議でございます。議事におきましては、都におけるバリアフリーの進捗状況や福祉のまちづくり条例施行規則の改正、心のバリアフリーや情報バリアフリーに関する都の取組をご説明させていただきます。

併せまして、昨年7月に施行されました東京都障害者情報コミュニケーション条例に

つきましても、ご説明させていただく予定でございます。

また、障害者用駐車区画の適正利用、トイレ等における介助用ベッドの設置、福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状贈呈につきましても、各事業者の皆様にも、ご協力をお願いさせていただきたいと思っております。

出席の皆様におかれましては、本日の議事につきまして、ご所属の事業者様への周知方、よろしく願いいたします。

また、各業界団体の代表としてのお立場から、福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、どのような点で取り組むのがよろしいかなど、ご意見を賜れば幸いです。

本日は、限られたお時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。まず、当会議は、公開となっており、会議の議事録は、東京都ホームページで公開をいたします。

また、本会議は、オンライン併用方式にて開催しております。オンラインでご参加いただいております委員の皆様にご注意いただきたい点を申し上げます。

まず、本日、イヤフォンまたはヘッドフォンをご用意いただける方は、着用をお願いいたします。また、会議中カメラは、「オン」にさせていただき、顔が見えるようお願いいたします。また、ご自身の発言時以外は、マイクは常に「オフ」の状態としてください。マイクを「オン」の状態のままにしますと、ご自身の周辺環境の音が、会場に聞こえてしまう可能性がございます。また、発言の際はMicrosoft Teamsの挙手機能をご使用ください。また、会場にお越しの皆様も含めてのお願い事項になりますが、ご発言の際には、冒頭に所属団体とお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

最後に、音声がかえれないなどの不具合が発生した場合は、チャットで主催者を選択し、メッセージの送信をお願いいたします。メッセージが送信できない場合は、事務局担当者のメールアドレス宛てにメールをお送りください。

では、今回は第15期初の協議会ですので、ご出席の委員の皆様から、ご挨拶をいただければと存じます。参考資料①の委員名簿の上から順に、ご所属とお名前を申し上げますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

まず、一般社団法人東京都建築士事務所協会専務理事、小松委員でございます。

○小松委員 小松でございます。

引き続き、当協議会の委員を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、一般社団法人日本道路建設業協会常勤顧問専務理事代行、森戸委員でございます。

森戸委員、大変恐縮ですがマイクが届いておりませんでしたので、後ほどご挨拶をお

願いたいと思います。

では、続きまして、一般社団法人東京建設業協会総務部長、澤野委員でございます。

○澤野委員 建設業協会澤野でございます。

今回から初めての参加となります。どうぞよろしく願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットチーフマネージャー、櫻井委員ですが、本日ご欠席でございます。

続きまして、一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長、栗原委員でございますが、本日ご欠席でございます。

続きまして、一般社団法人東京バス協会常務理事、中村委員でございます。

○中村委員 東京バス協会の中村と申します。

今回から初めての参加となります。皆さん、どうぞよろしく願い申し上げます。

○篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会専務理事、高橋哲也委員でございます。

○高橋（哲）委員 改めまして東京ハイヤー・タクシー協会の高橋と申します。

今回、私、初めての参加となりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

○篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、一般社団法人全国銀行協会パブリック・リレーション部長、保坂委員でございます。

○保坂委員 全国銀行協会の保坂でございます。

昨年4月にパブリック・リレーション部の部長になり、この協議会の委員に就任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、一般社団法人日本百貨店協会統括主幹、高橋亜子委員でございます。

○高橋（亜）委員 日本百貨店協会、高橋でございます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会事務局長、大久村委員でございます。

大久村委員、大変恐縮ですがマイクが届いておりませんでしたので、後ほどご挨拶をお願いしたいと思います。

続きまして、東京都商店街振興組合連合会組織課長、島田委員でございます。

○島田委員 東京都の商店街振興組合連合会の事務局の島田と申します。

昨年に引き続き、この委員会に参加させていただきます。今日はよろしく願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、一般社団法人日本ホテル協会東京支部事務局長、藤井委員でございます。

○藤井委員 日本ホテル協会東京支部事務局の藤井と申します。よろしく願いします。

前期まで日本ホテル協会の本部でお世話になっておりましたが、今期より東京支部の

ほうで担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

- 篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、一般社団法人日本フードサービス協会理事・事務局長、岡田委員ですが、本日、ご欠席でございます。

続きまして、東京都興行生活衛生同業組合事務局長、中島委員でございます。

- 中島委員 東京都興行生活衛生同業組合事務局の中島です。よろしくお願いいたします。
- 篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、一般社団法人東京私立中学高等学校協会常任理事・事務局長、星委員ですが、本日ご欠席でございます。

続きまして、東京都遊技業協同組合専務理事、大栗委員でございます。

- 大栗委員 東京都遊技業協同組合の大栗でございます。

本日、初めての参加でございますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

- 篠福祉のまちづくり担当課長 続きまして、アビリティーズ・ケアネット株式会社バリアフリー営業部長、佐藤委員でございます。

佐藤委員、大変恐縮ですがマイクが届いておりませんでしたので、後ほどご挨拶をお願いしたいと思います。

では、続きまして、日本労働組合総連合会東京都連合会副事務局長・連帯活動局、徳重委員ですが、本日ご欠席でございます。

皆様、どうもありがとうございました。

続きまして、次第の4、会長の選任に入らせていただきます。

参考資料の②、本協議会の設置要綱第5の第1項によりまして、委員の互選で会長を置くことが決められております。どなたか立候補ないし、ご推薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

島田委員が挙手されております。ご発言をお願いいたします。

- 島田委員 東京都の商店街連合会事務局の島田でございます。

前期、第14期の会長を務めていただきました東京都建築士事務所協会の小松委員に、本年度第15期も、引き続き、お引き受けいただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 篠福祉のまちづくり担当課長 ありがとうございます。

ただいま、島田委員より小松委員というご提案がございました。皆様、いかがでしょうか。ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なし)

- 篠福祉のまちづくり担当課長 それでは、異議なしということでご承認をいただきましたので、小松委員に第15期の事業者団体等連絡協議会会長をお願いしたいと存じます。

早速ではございますが、小松会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

- 小松会長 ただいまご推薦をいただきまして、当協議会の会長に就任することになりました、東京都建築士事務所協会の小松でございます。

現在、東京都では、人が輝く都市の実現に向けて、様々な施策を展開されておりますけれども、それを実現する上で、福祉のまちづくりを推進することは非常に重要であると考えております。本日、ご参加いただいている事業者団体等連絡協議会のメンバーの皆様方と連携、協力しながら、ユニバーサルデザインが浸透し、全ての人が安全で安心して快適に暮らせる、訪れることができる都市東京の実現に務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 小松会長、ありがとうございます。

それでは、これより先の進行は、小松会長にお願いいたします。

○小松会長 それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の資料の「5議事」に沿って進めてまいります。

議事（1）から（7）について、事務局の篠様より説明していただきます。議事（1）から（7）までの説明が終わりましたら、一度、それまでの議事について質疑応答を挟みたいと思います。

その後、説明者が変わりがして、福祉局障害者施策推進部、小泉様より（8）から（12）までの説明をいただき、質疑応答を行いたいと思います。

では、（1）都におけるバリアフリー化の進捗状況から、事務局の篠様より説明をお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

資料の順に一通りご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、資料1をご覧ください。

都におけるバリアフリー化の進捗状況を、2枚のポンチ絵で示しております。1枚目は、ハード面について記載をしております。資料の右上の宿泊施設のバリアフリー化の枠から時計の逆回りで順を追ってご説明をさせていただきます。

まず、建築物に関してでございますが、宿泊施設については、平成31年3月に建築物バリアフリー条例を改定し、国内で初めて宿泊施設の一般客室の基準を制定し、福祉のまちづくり条例の制度基準も同様に改定をいたしました。また、客室等のバリアフリー改修を支援するための補助金につきましては、令和6年度の実績は25件となり、前年度の13件からほぼ倍増するところでございます。

続いて、その左から鉄道駅についてでございます。

都内鉄道駅的車椅子利用者対応トイレの整備状況については、令和6年度末で、97.5%となっております。その左の都内鉄道駅のエレベーター等による段差解消につきましては、令和6年度末で98%となり、着実に整備は進んでいるところでございます。

その下、ホームドアの設置状況については、令和6年度末で57.5%ということで、一層の取組を進めているところでございます。なお、都営地下鉄につきましては、100%ホームドアが設置されております。

その下からは、道路に関してでございます。

エスコートゾーンの整備箇所数については、令和6年度末で、926か所となっております。昨年度から67か所増加しております。その右ですが、都道のバリアフリー化につきましては、まず、特定道路等の整備ですが、こちらにつきましては、平成27年度末に327キロメートルが完了いたしました。また、優先整備路線の整備は、157キロメートルまで完了しております。その右の都道の無電柱化については、電柱の地中下率は、令和6年度末で48%となっております。その右、まちの面的なバリアフリー化については、令和6年度に21区10市が基本構想を、6区4市が移動等円滑化促進方針、いわゆるマスタープランを作成いたしました。その上からは鉄道以外の公共交通ですが、まず、ノンステップバスの普及状況ですが、令和6年度末で96.7%導入しております。その上のユニバーサルデザインタクシーについては、令和6年度末で1万9,577台の実績となっております。

以上が、ハード面の整備状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、続いて、ソフト面の状況についてご説明させていただきます。

ソフト面は、大きく分けまして、情報のバリアフリーと心のバリアフリーに取り組んでおります。

まず、左の情報バリアフリーについてでございます。

車椅子利用者対応トイレのバリアフリー情報のオープンデータ化につきましては、各鉄道会社様や区市町村などのご協力をいただきまして、毎年度調査をしております。令和6年度には、9,260基の情報を公開いたしました。このオープンデータにつきましては、アプリ事業者にご活用をいただいております。引き続き、様々ご活用いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

続いてその右隣、バリアフリーマップですが、都はバリアフリーマップを作成や更新する区市町村を支援しております。令和6年度は6区3市が、バリアフリーマップを作成・更新しております。その下、とうきょうユニバーサルデザインナビにつきましては、誰もが外出に必要な情報を容易に入手できるようなバリアフリー情報を集約したポータルサイトでございます。ユニバーサルデザイン設備のピクトグラム表示、GPS連動による現在地表示、ユニバーサルデザインフォントの導入など、より便利にお使いいただけるよう工夫して情報発信をしております。続いて、その下、デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援につきましては、遠隔手話通訳や筆談、音声認識などが可能な遠隔手話通訳システムを導入し、情報保障の確保に努めております。

続きまして、右側の心のバリアフリーをご覧ください。

心のバリアフリーでございますが、上の枠は、ユニバーサルデザイン学習ということで、学校等での体験学習などに取り組む区市町村を支援しております。令和6年度に支援しておりますのは、9区3市でございますけれども、取組としては、全ての区市町村において、心のバリアフリーに関する取組を実施しております。続いて、その下、高齢

者・障害者などの当事者が参加するまち歩き点検などを行った上で、整備を行う区市町村に対しまして支援をしております。令和6年度は18区14市2町へ補助を実施いたしました。さらにその下、都民への普及啓発については、これまでに、小中学生を対象としたポスターコンクールやサポート企業連携事業、ヘルプマークの推進などの様々な普及啓発を行っております。

資料1につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

東京都福祉のまちづくり条例施行規則改正の概要について、ご説明いたします。

まず、上段をご覧ください。

国において、バリアフリー法施行令等の改正があり、昨年6月1日に施行されました。この国の改正内容との整合を図るため、都の施行規則の改正を行いました。下段の主な変更点をご覧ください。

変更点は、3点ございます。

一つ目は、トイレに係るバリアフリー基準の見直しです。これまでの基準では、建築物に1以上車椅子使用者用便房を設けることとしておりますが、改正後は、原則として建築物の各階に1以上、車椅子使用者用便房を設けることとなっております。また、先ほど原則と申し上げましたが、1,000平米未満の小規模な階を設ける建築物や、逆に1万平米を超える大規模な階を設ける建築物などは、建築物の床面積に応じた設置基準となります。

例えば1,000平米未満の小規模な階を設ける建築物については、1,000平米未満の階の床面積を合算いたしまして、床面積の合計が、1,000平米に達するごとに、車椅子使用者用便房を1か所増やすというように、床の面積に応じて車椅子使用者用便房の数が増えることとなっております。

二つ目は、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しです。

これまで、不特定多数の者等が利用する駐車場には、車椅子使用者用駐車スペースを1以上設けることとしておりました。改正後は、駐車施設の総数に応じて、一定数以上の車椅子使用者用駐車スペースを設けることとなりました。具体的には、駐車施設の総数が、200以下の場合、その総数の2%以上、駐車施設の総数が、200を超える場合には、その駐車施設の数の1%プラス2以上となりました。例えば駐車施設の総数が、50台までの場合は、1以上、51台から100台までの場合は、2以上というように、駐車スペースの総数に応じて、車椅子使用者用駐車スペースの数が増えてまいります。

続きまして、三つ目は、劇場等の客席に係るバリアフリー基準の見直しでございます。

これまで、劇場等の客席に1以上車椅子使用者用部分を設けることとしておりましたが、改正後は、座席数に応じて一定数以上の車椅子使用者用部分を設けることとなりました。具体的には、座席数が400以下の場合、2以上、座席数が400を超える場

合は、その座席の0.5%以上となり、座席数に応じて、車椅子利用者部分の数が増えてまいります。

変更点を三つご説明いたしましたが、いずれも車椅子利用者が利用できる便房、駐車施設、観覧スペースについて、これまでは、1以上となっていたものを、規模に比例するような形で数を増やすこととしたものでございます。

事業者の皆様におかれましては、新たな制度基準に基づき、整備を進めていただきますようお願いいたします。

資料2につきましては、以上でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。心のバリアフリーの集中的広報事業についてご説明させていただきます。

都では、令和5年度から心のバリアフリー集中的広報事業を実施しております。本事業の目的ですが、施設のバリアフリー整備に加え、ソフト面の取組として、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーへの理解を促進し、共生社会の実現を目指して取り組んでおります。

事業の内容でございますが、これまでキャッチフレーズやシンボルマークの作成、心のバリアフリーホームページの開設、年代別のターゲティング広告、バリアフリー設備の適正利用に関する普及啓発などを行ってまいりました。主なところでは、3のターゲティング広告の実施などでは、子供向けや若年層向けにPR動画を作成し、YouTubeなどで配信するなど、年代ごとにターゲットを定め、集中的に広報を実施してまいりました。今年度は、中高年層に向け、紙媒体やディスプレイ広告を実施しているところでございます。

また、4の「心のバリアフリー」に関する開設動画の製作ですが、子供向けの「心のバリアフリー」の学習を補助する解説動画、また、公共トイレや障害者等用駐車区画などのバリアフリー設備の適正な利用を促す動画など、心のバリアフリーへの理解を深めていただくための解説動画を作成しております。

今年度は、さらに、視覚障害者誘導用ブロックや、店舗出入口における段差解消に関する解説動画やリーフレットを作成してありまして、間もなく公表を予定しております。また、6のポスターコンクールの実施ですが、小学生と中学生を対象とした普及啓発ポスターコンクールを毎年実施しております。今年度もそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞5点を選考し、表彰いたしました。

資料3につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4をご覧ください。

子供向けのバリアフリーアニメーションにつきましては、令和7年10月24日に、プレス発表がございましたので、その資料を使用して説明させていただきます。この事業は、令和6年度の都民による事業提案制度により、都立高校の生徒さんが提案してくださった事業を事業化したものでございます。

子供たちが、バリアフリーを分かりやすく楽しく学べるよう「かいけつゾロリ」シリーズとコラボレーションしたアニメを作成いたしました。1の子供向けバリアフリーアニメの制作についてのところがございますが、子供を中心にバリアフリーについて楽しく学んでもらうために、ゾロリたちと一緒にクイズに答えていくアニメを4話作成いたしました。動画は、2話分を1本として、2本の動画をホームページにアップしております。下に動画のURLを記載しておりますので、後ほどご覧いただければ幸いです。

1枚おめくりください。

2のPR動画の配信ですが、このアニメを多くの子供たちに見ていただくため、PR動画も制作しております。情報発信サイト「心のバリアフリー」ホームページに掲載するほか、YouTubeやInstagramなどで配信をしております。こちらにつきましても、下にURLを記載しております。こちらのアニメは、来年度、令和8年度末まで、つまり令和9年3月まで使用できますので、皆様におかれましても、ぜひ様々なイベントでご活用いただければ幸いです。

資料4につきましては、以上でございます。

続きまして、資料5-1をご覧ください。

「心のバリアフリー」サポート企業連携事業について、ご説明いたします。

都では、「心のバリアフリー」に主体的に取り組む企業や、都の取組に協力していただく企業等を「心のバリアフリーサポート企業」として登録し、企業名を東京都のホームページ等で公表しております。また、特に優れた取組を実施している企業については、「心のバリアフリー好事例企業」として認定し、取組内容をホームページ等で公表しております。

次に、登録要件についてご説明いたします。

従業員の心のバリアフリーを推進するための取組、例えば心のバリアフリーを推進するための社内研修の実施などを必須事業としております。そのほか、任意事業として、都民の心のバリアフリーを推進するための取組、また、都や区市町村が行う心のバリアフリー推進事業への協力などを行っている企業をサポート企業として登録をしております。今年度の第1期、登録企業の30社を含め、現時点で、累計で630社をサポート企業として登録し、また、好事例企業は、令和6年度末時点で66社登録しております。

次に、資料5-2、リーフレットをご覧ください。

こちらは、事業概要、登録メリット、好事例企業制度の説明を分かりやすくまとめております。今年度の好事例企業の募集は終了しておりますが、サポート企業につきましては2月27日まで募集をしておりますので、ぜひご周知いただければと思います。

次に、資料5-3をご覧ください。

こちらは、これまでにご登録いただいているサポート企業の一覧でございます。建設業、製造業、電気・ガス・水道業、情報通信業など、業種別に掲載をしております。後ほどご確認いただければ幸いです。

最後に資料5-4をご覧ください。

こちらは、令和6年度に好事例企業として認定した企業の取組内容をまとめたものがございます。各社の取組を詳しくご紹介しており、東京都ホームページでも公開をしておりますので、ぜひ今後の参考としていただければと思います。

各団体の皆様におかれましては、ぜひ会員の方々に、この事業をご周知いただけますと幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

資料5-1から4につきましては、以上でございます。

続きまして、6-1をご覧ください。

先ほども少しご説明をいたしましたが、「とうきょうユニバーサルデザインナビ」通称「UDナビ」についてご説明をいたします。

UDナビとは、高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入所できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトでございます。東京都の政策連携団体である東京都福祉保健財団が運営しております。

こちらのサイトの特徴についてご説明をいたします。UDナビでは、駅構内の段差のないルートや車椅子利用者対応トイレの場所など、各WEBサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報を一元的に閲覧できます。

鉄道やバス等の交通手段別、デパートや公園等のスポット別、場所別などで各施設や事業者のホームページの情報を簡単に検索でき、またGPSにより、現在地から近い施設やユニバーサルデザインの設備の検索ができます。この検索例につきましては、資料4-2で、ホームページの写真を用いてご説明をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、音声読み上げ、色や文字サイズの変更、ルビふりの機能を搭載するなど、アクセシビリティを確保した分かりやすいサイトとなっております。さらに都や各区市町村、福祉のまちづくり関係団体等におけるバリアフリーの取組の紹介、最新情報についても随時更新をしており、各区市町村が作成しているバリアフリーマップへのリンクも掲載しております。

皆様の団体の会員企業様で、店舗などのバリアフリー情報をホームページ等で公表している場合には、UDナビに、その施設のバリアフリー情報を掲載することが可能でございますので、ご活用いただければと思います。

資料6-1から2につきましては、以上でございます。

続きまして、資料7をご覧ください。TOKYOユニバーサルデザインガイドライン（視覚情報版）について、ご説明いたします。

都では、平成23年度に、「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」を作成いたしました。その後、障害者差別解消法の改正など、社会環境を大きく変化をしております。高齢者、障害者、子供、外国人を含め全ての人が、必要な情報を適切に得

られるよう、見やすく分かりやすい情報提供の重要性はますます高まっております。

そこで色の使い方に加え、文字の大きさやフォント、図表やイラストのレイアウト、やさしい日本語の活用などを含め、令和7年3月に、ガイドラインを改正いたしました。このガイドラインのポイントですが、一つ目に、見え方などの基礎知識を更新いたしました。二つ目に、文字サイズや書体、行間、文字間などのレイアウト、やさしい日本語など、必要となる配慮事項について記載をしております。三つ目に、視覚障害、知的障害、発達障害、子供など、対象別の配慮事項を掲載しております。このガイドラインは、東京都のホームページに掲載しております。また、東京都公式動画チャンネル「東京動画」におきまして、本ガイドラインの具体的な内容等に関する説明会の動画を掲載しております。動画では、ユニバーサルデザインの専門家を講師に、印刷物等を作成する際の留意点について、詳しく解説をしております。事業者の皆様におかれましても、誰にでも見やすく分かりやすい情報提供の工夫や配慮のために、本ガイドラインや説明会動画を参考にいただけますと幸いです。

資料7につきましては、以上でございます。

続きまして、資料8をご覧ください。情報バリアフリーの推進に向けた発信強化事業について、ご説明いたします。

こちらは、来年度、令和8年度から新たに開始を予定している事業でございます。都では、平成28年に、区市町村や事業者のための「情報バリアフリー」ガイドラインを作成しております。本事業では、この既存のガイドラインをデジタル化するとともに、好事例の充実などを行い、特設サイトの開設等を通じて、情報面におけるバリアフリーの普及啓発を進めてまいります。特設サイトの開設に当たりましては、情報バリアフリーの障壁となっていることなどを明らかにするため、事業者の皆様、区市町村、都民の皆様を対象にアンケート調査を実施する予定でございます。アンケート調査のご協力をお願いする事業者の皆様につきましては、先ほどご説明したとうきょうユニバーサルデザインナビに掲載をいただいている施設等を予定してございます。さらにアンケート調査の結果を踏まえ、一部の事業者や利用者の皆様に対してヒアリングを行いまして、デジタル技術を活用した情報バリアフリーの取組などの好事例を収集していきたいと考えております。また、ご協力いただきましたアンケート結果や好事例調査の結果は、WEBコンテンツとして取りまとめ、特設サイトに掲載をさせていただきたいと考えております。この事業のスケジュールですが、現時点の予定では、まず、4月から5月頃に対象の事業者の皆様へのアンケート調査をお願いする予定となっております。また、6月から7月頃にかけて、一部の事業者の皆様に対しまして好事例企業へのご協力をお願いさせていただき予定でございます。詳細が決まりましたら、対象となる事業者の皆様へご連絡をさせていただきますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料8につきましては、以上でございます。

続きまして、資料9-1をご覧ください。障害者等用駐車区画についてご説明させていただきます。

東京都では、障害者等用駐車区画の適正利用を進めております。右側のイラストにありますように、障害者等用駐車区画は、車椅子使用者や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動の際に配慮が必要な方の専用スペースとなっております。このスペースが、適正に利用されるよう普及啓発に取り組んでおります。

次のページをご覧ください。

見開きになっておりまして、左側では、車椅子使用者用駐車スペースについてご説明をしております。車椅子使用者用駐車スペースには、国際シンボルマークが床面に塗装されております。車椅子を使用している人が、乗り降りをするために必要なスペースにつきましては、斜めの線、これをゼブラゾーンと言いますが、ゼブラゾーンで必要なスペースを表示しております。通常の駐車区画よりも広い幅が必要で、幅3.5メートル以上となっております。車椅子を使用している方は、通常の区画は利用できないことに十分配慮する必要があります。

次に、右側をご覧ください。優先駐車区画について説明をしております。

先ほどの車椅子使用者用駐車スペースは、基本的には、車椅子使用者の方がご利用になりますので、それ以外に高齢者、妊産婦、乳幼児連れなど、歩行が困難で配慮が必要な方向けに、優先駐車区画の普及推進を行っております。この優先駐車区画は、通常の駐車区画と同様の2.5メートルから3メートルほどの幅ですが、歩く距離が短くなるよう可能な限り出入口に近いところに設置するものでございます。中ほどですが、設置に当たりましては、例えば床面を塗装したり、案内看板を設置して優先駐車区画が分かるようにしていただいております。

また、カラーコーンにカバーがかかっているイラストがございしますが、都では優先駐車区画を示すカラーコーンカバーを作成し、今年度、ご希望のあった団体にサンプルとしてこのカラーコーンカバーを配布させていただきました。サンプルは各団体の会員の皆様への周知等にご活用いただきまして、優先駐車区画の拡充にご協力いただきますようお願いいたします。また、各団体におけるカラーコーンカバーの活用事例につきましては、今後、お伺いできればと考えております。

来年度は、さらに各団体に所属し、配布を希望する都内法人の皆様への追加配布を検討しております。このカラーコーンカバーをご活用いただきまして、優先駐車区画の設置にご協力いただければ幸いです。なお、前のページにも掲載しておりますが、障害者等用駐車区画について、分かりやすく解説する動画も作成しておりますので、後ほどご覧いただければ幸いです。

次に、資料9-2をご覧ください。

こちらのチラシを活用し、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県合同で、駐車場の適正利用キャンペーンを毎年度行っております。

資料9-1から2につきましては、以上でございます。

続きまして、資料10をご覧ください。トイレ等における介助用ベッドの設置についてです。

初めに、資料の中段をご覧ください。「介助用ベッドとは」ということについて、ご説明をさせていただきます。

介助用ベッドとは、おむつ交換台が使えない年齢の子供から大人まで、ベッドでおむつ交換が必要な方々のために、トイレ等に設置する大型のベッドのことでございます。

「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」におきましては、施設の新設や改修の際に、「望ましい整備」の一つとして、車椅子利用者用トイレの一か所以上に、この介助用ベッドを設置することを記載しております。また、既設のトイレの改修時に、大型の介助用ベッドを据え付けるためのスペースの確保が難しいような場合には、備品としての移動式の介助用ベッドを導入することも、有効な選択肢として検討していただければと考えております。資料の冒頭に戻っていただきまして、トイレにこの介助用ベッドがあれば、介助が必要な高齢者や障害者など、外出先でのトイレでおむつ替えなどが必要となる方が安心して外出することができます。外出先の施設などに介助用ベッドを設置することで、ベッドを必要とされる方々の外出機会の創出につながりますので、施設管理者の取組が重要となってまいります。介助用ベッドの有無は、外出を左右する切実な問題であるということで、障害当事者のご本人や保護者様からも設置に関する要望が多数寄せられているところでございます。各事業者の皆様におかれましては、新設、改築等による介助用ベッドの設置のほか、既設のトイレへの移動式介助用ベッドの導入を、積極的にご検討いただけますようお願い申し上げます。

資料10につきましては、以上でございます。

続きまして、資料の11をご覧ください。福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状贈呈について、ご説明いたします。

東京都は、福祉のまちづくりの推進に顕著な功績のあった個人または団体に、知事感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組の普及を図っております。令和7年度は、資料に記載の2団体を贈呈対象者といたしました。活動の詳細につきましては、先日、参考にお送りいたしました受賞者紹介冊子でご確認いただけるかと思っております。また、令和5年度、6年度には、本協議会の委員である東日本旅客鉄道株式会社様よりご推薦をいただきました団体が、2年連続で贈呈対象者となっております。

改めて贈呈対象の説明をさせていただきます。贈呈対象は、全ての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできる福祉のまちづくりのための顕著な功績のあった個人または団体です。また、活動内容は、普及・推進のための活動等、施設の整備、製品の開発等、小・中・高校生等による取組がございます。来年度も、6月から8月頃に募集をいたしますので、事業者団体の皆様におかれましては、ぜひ積極的なご推薦をいただけますと幸いです。

私からの説明は、以上でございます。ありがとうございました。

○小松会長 篠様、ありがとうございました。

ただいま議事の（１）から（７）までご説明いただきました。

ここまでの議事につきまして、ご意見、ご質問等がある方は、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○小松会長 それでは、ないようですので、続きまして、（８）以降の議事について、福祉局障害者施設推進部、小泉様より説明をお願いいたします。

○小泉障害者施策推進部課長 皆さん、こんにちは。福祉局障害者施設推進部共生社会推進担当課長の小泉と申します。本日は、よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、議事の（８）から（１２）、配布資料といたしましては、資料の１２から１７までということで、ご説明をさせていただきます。

皆様方におかれましては、共生社会の実現に向けた取組について、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。本日は、当課で実施している事業について、幾つかご紹介をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、資料の１２です。障害者差別解消法・条例についてでございます。

こちらの２枚目のほうを見ていただきたいと思います。障害者差別解消法には、差別を解消するための措置として、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が規定されておりまして、これらは、東京都差別解消条例でも記載されておりまして、次のページになりますが、一つ目のポイントといたしましては、「不当な差別的取扱い」ですけれども、これは、障害を理由に、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限・条件をつけるといった行為を言います。こうした行為は、禁止されておりまして、ある行為が、不当な差別的取扱いであるかどうかは、正当な理由の有無によって判断されます。正当な理由に相当するか否かは、具体的場面や状況に応じて客観的に判断することが必要とされておりまして、客観的であるかどうかは、第三者の立場から見ても納得が得られるような理由となっていることが必要になります。また、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切でございます。

次のページでは、具体例が上げられておりまして、丸の一つ目ですが、漠然とした理由で、「何かあったら危険なので」といった理由で、利用や参加を拒否することは、「不当な差別的取扱い」となるおそれがあります。

続いて、次のページをご覧ください。ポイントの２点目といたしまして、「合理的配慮の提供」とは、障害のない方と同等の機会を保障するために、障害のある方からサービス利用に当たり、配慮の申し出があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときには、必要かつ合理的な取組を行うことを言います。

この合理的配慮の提供でございますが、次のページにあるとおり、都では、国に先駆けまして平成３０年から都条例によりまして、都内の事業者による「合理的配慮の提供」

を義務としておりますが、法改正により、令和6年4月から、全国的に事業者による「合理的配慮の提供」が義務となりました。この合理的配慮義務の対象者については、次の7ページのスライドで表にございますので、後ほど参照していただければと思います。

次に、8ページです。合理的配慮の具体例のスライドでございます。こちらも、幾つかございますので、後ほどご参照になっていただければありがたいです。

次に、9ページでございます。都では、広く都民の方に対する普及啓発の一環として、こちらの「東京都障害者差別解消ハンドブック」を作成しまして、福祉局のホームページに掲載しております。皆様におかれましては、このハンドブックをお読みいただいたことがあるかもしれませんが、いま一度ご参照いただければありがたいです。

続いて、10ページになります。こちら、障害者理解促進のための特設サイト「ハートシティ東京」について記載をしておりますが、こちらは、障害種別での知ってほしいことや、困ったことやサポートの事例を紹介しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、資料の13をご覧ください。

都では、今年1月6日から3月1日まで、「障害者差別解消シンポジウム」を開催いたします。法令の説明や、心のバリアフリーに取り組む企業の好事例などを紹介する内容でございます。動画配信による開催でありまして、都内の民間事業者の方、都内在住、在勤の方を対象に、現在、申込みを受け付けているところでございます。企業内研修での活用や自己啓発などにご活用いただけますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、資料14、共生社会の理念に賛同する企業・団体の募集について、説明いたします。

こちらは、今年1月に発表したプレス資料となります。都は今年度から障害のある人もない人も、お互いを尊重し、支え合いながら地域の中で共に生活する社会の実現に向けた社会的機運の醸成を図るため、障害及び障害者理解への取組等を、積極的に行う企業・団体を募集いたしまして、「共生社会の理念に賛同する企業・団体」として、登録、公表しております。昨年9月に第1回の募集を行いまして、22の企業・団体が登録されました。このたび、本事業の趣旨に賛同していただく企業・団体をさらに増やすため、第2回目の募集を行います。本事業の趣旨を踏まえ、ぜひご検討いただくと幸いです。対象は、都内に事業所を有する企業・団体で、応募期間は2月20日金曜日までとなっております。応募に当たっては申込みフォームのほか、電子メールにより申込みが可能となっております。応募手続の簡略化を図っているところでございます。登録された企業・団体につきましては、福祉局ホームページや特設サイト「ハートシティ東京」において企業・団体名を公表し、取組内容を掲載させていただきます。どのような取組を行えば、賛同企業として登録されるのか、イメージがつかないと思いますので、取組例をそちらに提示しております。例えば障害や障害者の理解を促進するためのダイバーシテ

ィ研修の実施、障害者の情報保障を推進する機器の設置、ヘルプマークの普及など、障害及び障害者理解への取組を一つでも実施していれば、応募は可能となっております。ぜひ皆様の団体の加盟企業様にご周知いただき、登録についてご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次のページになりますが、都では登録されたこの企業・団体が、共生社会の理念に賛意を示すシンボルデザイン、こちらを公募いたしまして、また、都民投票によりまして、そのシンボルデザインを決定したところがございます。登録企業・団体の皆様には、都からこの共生社会の理念に賛意を示すシンボルデザインを配布いたしますので、オフィス、店舗等の優先スペース等への掲示にご活用していただきまして、都民の皆様にもアピールしていただければというふうに思っております。引き続き、共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

続きまして、資料の15、ヘルプマークについてです。

こちらは毎年度、この協議会でご説明させていただいているところがございますけれども、改めてヘルプマークについて、説明させていただきます。

2ページをご覧ください。左側のほうに、ヘルプマークの概要が書いてございます。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても、援助や配慮が必要な方々が周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう、都が作成したマークでございます。平成24年度に作成をいたしまして、令和3年10月に全道府県で導入されたところがございます。

続いて、1ページ飛ばしまして、4ページをご覧ください。

こちらは、ヘルプマークに係る今年度の取組ですが、世界陸上やデフリンピック開催の機会を捉えまして、JIS規格に登録されました7月20日、こちらを新たに「ヘルプマークの日」に制定いたしまして、サイネージやホームページ、広報東京都等で周知を行いました。また、7月には動画を活用したSNS広告や、都庁舎や隅田川橋梁群をヘルプマークを象徴する赤でライトアップをするなど、集中的に広報を展開するとともに、新たに若年層向けのポスターを作成したところがございます。さらに都内で行われるイベントや都・区市町村合同総合防災訓練等で、ヘルプマークブースを出店し、普及活動を行ったところがございます。今後とも様々な機会を捉えまして、より具体的な普及啓発に取り組み、ヘルプマークの認知度向上に努めるとともに、社会に定着させていきたいと思っております。

協議会にご参加の皆様も、この機会に、ヘルプマークについて、ご理解いただき、加盟の事業者様にも、ぜひご周知いただきたく、ぜひお声がけいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

続きまして、資料の16、身体障害者補助犬の受入れ等について、ご説明をいたします。

身体障害者補助犬については、目や耳、手足に障害のある方をサポートする社会参加に欠かせない大切なパートナーでございます。本日は、身体障害者の社会参加を広げるため、事業者の皆様には施設での補助犬受入れにご理解、ご協力をいただきたく、補助犬について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

次のページの厚労省が作成したリーフレットについてご説明していきます。右下にあるとおり、身体障害者補助犬とはでございますけれども、目に障害のある人を導く盲導犬、体に障害のある人の日常生活動作をサポートする介助犬、耳に障害のある人に生活音を知らせ、音源まで導く聴導犬のことを言います。この補助犬については、身体障害者補助犬法という法律でホテルやレストラン、デパートなど、不特定多数が利用する施設や、電車、バスなどの公共交通機関は、補助犬の同伴を受け入れる義務が課されております。都では、補助犬のユーザー等からの相談窓口を設置しておりますが、補助犬の同伴を拒否されたとの相談がいまだに寄せられているところでございます。また、補助犬のことを周知するために、厚労省のほうでは、今の説明のちょっと上のほうですけれども、店舗等に貼れる補助犬マークのステッカーを作成しているところでございます。都でも、在庫がございますので、必要の場合は担当まで必要枚数をお知らせいただければというふうに思います。受入れに当たっては、リーフレットの左側に記載がございますが、補助犬は汚くないのだろうか、ほかの客に迷惑をかけないのかなど、懸念もあるかもしれませんが、そこは心配ありません。補助犬は身体障害者補助犬法に基づきまして、必要な訓練を受けまして認定されております。また、補助犬ユーザーは、施設管理者や施設利用者が安心して受け入れられるよう、補助犬の表示や衛生面の確保、管理などもしなければならぬことになっております。安心してお受けいただければというふうに思います。今後とも補助犬の受入れにご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、資料17をご覧ください。

こちら、昨年施行されました東京都障害者情報コミュニケーション条例について、ご案内をさせていただきたいと思っております。

こちらは、昨年作成したリーフレットになりますが、都は、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して生活することができる共生社会の実現を目指しまして、令和7年7月1日に、本条例を施行いたしました。リーフレット1枚目の真ん中をご覧ください。

条例に規定されている都民、事業者、東京都の責務について、それぞれ記載しております。都民は、条例について理解を深め、都や区市町村が実施する施策に協力するよう努めるもの、事業者は障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるように努めること、都が実施する施策に協力するよう努めなければならないことが規定されております。

続いて、2枚目、次のページをご覧ください。

この条例では、障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民や事業者の関心と理解を深めることを目指しております。こちらで、多様なコミュニケーション手段の例や、情報提供方法の例を紹介しております。都は、このリーフレットのほかにも、ポスターを作成するなど、条例の普及啓発を図るほか、デジタル技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備を進めています。また、現在、都民、事業者の皆様にも、より一層条例について理解を深めていただくため、デジタルブックの作成を進めているところでございます。その中で、様々なコミュニケーション手段や事業者における配慮の事例等を分かりやすくご紹介したいと考えております。事業者の皆様におかれましては、こうしたデジタルブックなども活用していただきながら、事業活動、あるいは職場の環境整備など、障害のある方が情報を十分に取得、利用し、円滑に意思疎通ができるよう、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

ご不明な点、ありましたら、リーフレット1枚目の真ん中の下に記載のある所管まで、お問合せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上になります。

○小松会長 小泉様、ありがとうございました。

ここまでご説明いただきました議事(8)から(12)につきまして、委員の皆様方からご意見やご感想等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○小松会長 それでは、ないようですので、ここで質疑応答を終了させていただきます。

本日、予定しておりました議事、並びにお配りしております資料の説明は、以上でございますけれども、本日は、各事業者団体の皆様方が集まっていたという貴重な機会でございます。それぞれの団体で、バリアフリー等につきましては、取り組んでいただいている事項がございましたら、お一人1分程度でご紹介いただければありがたいと思っております。

私のほうから、委員名簿の上から順に、ご所属とお名前を申し上げますので、それぞれお願いできればと思います。

それでは、まず、一般社団法人日本道路建設業協会、森戸委員、いかがでしょうか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。森戸委員からのご発言、チャットで入っておりましたので、読み上げさせていただきます。

「当協会では、特段取組はございませんが、各種情報提供などを加盟企業にしっかり提供してまいります。」

以上でございます。

○小松会長 ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人東京建設業協会、澤野委員、いかがでしょうか。

○澤野委員 東京建設業協会、澤野でございます。

先ほど来東京都の皆様、ご丁寧な説明、どうもありがとうございました。今回いただいた説明についても、しっかり会員企業に展開してまいりたいと考えておりますが、先ほど来、道建協の森戸専務様からの回答、ちょっと近いのですが、なかなか特段取組はできてないところがありまして、申し訳ない限りなのですが、いただいた情報については、もちろん、会員様にしっかりと提供していくとともに、本日、ご参集の各業界団体の皆様、いわゆる我々、建設会社のお施主様という立場で、民間工事、ないし東京都様であれば公共工事を発注いただく際に、バリアフリーについて情報共有されたものをしっかりと受け止めていただいている状況の中で、しっかり我々も、バリアフリーの推進に向けた施設の展開を、会員様がしっかりとやっていただけるように、しっかり情報提供してまいりたいと思っております。

すみません。何かあまり取り立てて事業ができていなくて、申し訳ない限りですが、当協会の取組としては、以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○小松会長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人東京バス協会、中村委員、いかがでしょうか。

○中村委員 ご指名ありがとうございます。

今日、乗り合いバス事業につきましては、東京都様からご紹介いただきましたノンステップバスの普及率が96%を超えているということですが、ただ今後、ノンステップバスにつきましては、更新投資が必要ということで、ここは、肅々と対応してまいりたいと思います。

それから、やはり同じく先ほど、東京都様からのご説明をいただいていた、優先駐車区画ですとか、ヘルプマーク、この対応については、各社それぞれの移動円滑化計画の中で、乗務員教育を通じて運転手さんにも周知して、ご利用者様に安心でご利用いただけるように取組を進めているところでございます。

それから、最近では、昨年ですが、これもユニバーサルデザインの観点からいきますと、ベビーカーを安心してご利用いただけるようにということで、ベビーカーを使っているからということで、バスのご利用を遠慮しないでくださいというキャンペーンを国土交通省の指導の下に展開をしているといったところでございます。

簡単ではございますけれども、以上となります。

○小松会長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋（哲）委員 改めまして、丁寧な本当ご説明ありがとうございました。

我々、タクシー業界といたしましては、先ほど来ご説明の中にもありましたように、ジャパンタクシー、UDタクシーと言われているものですが、もう約2万台近く走っている。これも東京都様の補助金等々あったための非常にありがたい部分だと思って、今後とも、またさらなる台数の増加を目指していきたいというふうに思っています。

このユニバーサルタクシー、ジャパンタクシーと呼ばれているものにつきましては、やはり乗務員の方に対しましても、研修を行っているところでございます。現在、東京タクシーセンターという乗務員指導をする大きな組織がありますが、公益法人ですが、こちらのほうでも、乗務員になるために必要な一つの研修と講習というような立ち位置を持たせていただいて、乗務員教育にも力を入れていくところでございます。

そのほかに、障害者割引の制度、点字シール、また、耳マークステッカー、そういうものの情報を車内に掲示して、筆談の準備もできているというようなことでございます。さらには、陣痛タクシー、マタニティータクシーというふうに言われているのですが、妊婦さんを対象とした365日、いざというときにすぐに駆けつけられる、もともと契約が必要ですが、そういったものも取り入れています。それから育児支援タクシー、キッズタクシーというものもやっており、子育てタクシー、そういうものも含めて、タクシー業界全体として、福祉の関係を進めていくようなところでございます。

ただ、やはり先ほど来ありましたように、車椅子専用駐車場等についても乗務員の中には、ご理解をちゃんといただくような形を取っておりますけれども、そもそもここに対しての罰則があるのか否かというようなところも含めて、また、次回でもご協議いただければ、また、いろいろな部分での支援、補助、そういうものが東京都さんのほうにあるということも、教えていただければというふうに思っておりますので、次回、またよろしくお願ひ申し上げます。

取組としては、以上でございます。

○小松会長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人全国銀行協会、保坂委員、いかがでしょうか。

○保坂委員 全国銀行協会の保坂です。

先ほど来、都の取組について分かりやすくご説明いただきまして、ありがとうございます。また、この発言の機会をいただきましたこと、お礼申し上げます。

全国銀行協会は、国内で活動する241の銀行等会員とする組織で、バリアフリー推進活動を含む様々な活動に取り組んでおります。具体的には、銀行窓口におけるバリアフリーサービスの向上を目指して、「銀行におけるバリアフリーハンドブック」という冊子を制作しており、行員の方が窓口で参照できるようになっております。また、会員銀行の障害者対応等に向けた取組の状況を把握するために、2004年度から毎年、会員銀行に対して、アンケート調査を実施しております。調査開始以降、会員銀行の取組は着実に進んでいることが分かっておりまして、店舗やATMといったハード面のバリアフリー化とともに、認知症サポーターやサービスケアアテンダント等の資格取得の促進、社内研修などを通じて、心のバリアフリー化の取組も行っている状況にあります。今後も全銀協としては、会員銀行における、障害のあるお客様を含む様々なお客様へのサービス向上に資するように、取組を続けてまいりたいと考えております。

以上になります。

○小松会長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人日本百貨店協会、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋（亜）委員 百貨店協会、高橋でございます。

今日は、大変丁寧なご説明、ありがとうございます。

私ども、百貨店協会は、特になんですが、長年取り組んでおりますのが、本日、ご説明のございました補助犬同伴のお客様に対する取組でございます。これまでの、やはりなかなかご理解いただけなかった部分であるとか、様々な事例、ケースを乗り越えながら、皆様のご理解いただいているところがございますので、こういった事例等々も含めて、理解、ご協力いただけるパンフレット、大変すてきなものをご紹介いただきましてありがとうございます。これからも広く取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、障害者に関する駐車場のマーク、コーンカバーも大変分かりやすいものがあるなということで、私どもも使っていきたいというふうに思っておりますので、引き続き、ご指導のほど、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○小松会長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、大久村委員、いかがでしょうか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

大久村委員、申し訳ございません。マイクのほうがこちらに届いていないようです。

大久村委員からのご発言は、後ほどご紹介させていただきます。

○小松会長 それでは、続きまして、東京都商店街振興組合連合会、島田委員、いかがでしょうか。

○島田委員 東京都商店街振興組合連合会の事務局の島田と申します。

よろしくお願いします。

私どもの団体は、東京都内にある商店街が会員となっておりまして、現状、私どもの団体としましては、情報提供のみにとどまっているような状況でございます。ただ、私も、各商店街へ伺っておりますと、駅周辺や再開発地区では、段差解消、多目的トイレなど、ハード面の整備が進んではいますが、昔ながらの店舗がまだ残っているという現状がありますので、入り口の段差や、通路の狭さといった課題というのは、まだまだ全然解消はされてないのかなということを実感しております。また、商店街の方とお話すると、バリアフリーに関しては、どうしてもハード面しか該当しないのではないのかと思われている役員の方々が多く、声かけや、案内表示などといったソフト面でも協力できることに関しては、まだ浸透していないと実感しておりますので、私どもとしましては、この辺も含めて、情報提供をもっと密にして、広めていきたいなと思っております。

また、福祉のまちづくりに関しては、条例や行政の支援制度が多々ありますが、いざ商店街として取り組もうとなっても、合意形成が難しいといった問題がありまして、対

応がどうしても個別店舗に委ねられているのが現状です。

以上でございます。

○小松会長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人日本ホテル協会東京支部事務局長、藤井委員、いかがでしょうか。

○藤井委員 日本ホテル協会東京支部、藤井でございます。

本日は、ご丁寧なご説明をいただき、誠にありがとうございました。

私ども東京支部では、44のホテルが加盟しておりまして、主にご宿泊が数百室以上のお部屋、ホテル、宴会場、レストラン等を保有している比較的大きめのホテルが多くございます。具体的な取組としましては、1年半前に障害の条件に応じたバリアフリー対応のホテルが検索できるシステムを、1年半前から公開しておりまして、現在、そちらには30ホテルにご賛同いただいて公開をしております。また、昨年夏、障害者の方向けの接遇の研修ツール、そちらのセミナーというのを一度開催しております。今後、ソフトの部分、ホテルのスタッフ向けの研修というのを、今後、拡充していきたいと考えております。また、本日もご案内いただきました、心のバリアフリーのサポート企業、現時点で東京支部では、五、六ホテルの登録にまだとどまっていますので、今後、積極的なサポート企業の登録を促すようにしたいと考えております。

ホテル協会は、以上でございます。

○小松会長 ありがとうございます。

続きまして、東京都興行生活衛生同業組合事務局長、中島委員、いかがでしょうか。

○中島委員 興行組合中村でございます。

本日は、どうも丁寧なご説明ありがとうございます。

当組合のほうは、情報をいただいたものに関しましては、理事会等で会員様に、会員企業に情報共有しております。取り立てて何かちょっとここで、ご報告できるようなことはございませんが、劇場のほうで情報をいただいたものに関して、今後、共有した中で、サービス向上に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○小松会長 ありがとうございます。

続きまして、東京都遊技業協同組合専務理事、大栗委員、いかがでしょうか。

○大栗委員 東京都遊技業協同組合の大栗でございます。

私も初めて参加させていただいて、担当者の方のきめ細かい障害者の方への支援、対応について大変勉強になりました。遊技業協会として、パチンコホール、パチンコやパチスロのホール業を担当しておりますけれども、特にパチンコホール等で、そういうのはございませんけれど、私のほうも、担当者のほうからご享受いただいた内容を2か月に一遍の理事会で各ホールの店長に対して、そういった障害者の方々に対する適切な対

応ということについては指導をしております。また、具体的な内容を、本日も学ばせていただいたので、次回、2月の後半にあります理事会で、ホールの責任者、店長等に指導、指示を徹底したいと思っております。今後ともご指導のほど、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○小松会長 ありがとうございます。

続きまして、アビリティーズ・ケアネット株式会社佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 佐藤でございます。

先ほど私の声がきちんと届いておらず、大変失礼いたしました。今、皆様のほうに私の声、届いておりますでしょうか。はい、ありがとうございます。

私が、所属しているアビリティーズ・ケアネットは、バリアフリーをできない理由を人に求めるのではなく、社会のつくり方を変えることで、誰もが参加できるようにしようという考えの下、福祉機器をはじめとした、様々な環境要素を改善することのインクルーシブ社会を実践しております。様々な状態のお客様と常に情報交換をしているところではございますが、やはり東京都様のほうから多くの情報をいただきながら、その中でも核となる東京都の福祉のまちづくり条例、こちらを基本にしながら、ユニバーサルデザインナビによる情報提供や、あるいはハートシティ東京による障害者差別事例を活用して、当事者意見をより多くのお客様にご案内して、誰もが利用できるお店や職場、学びの場などを進めております。ただ、実際に様々な情報を提供して、より多くの障害当事者様の声を届けようとしているのですが、やはりさらにもっと必要だと思うところが、やはり建設的対話による合理的配慮の事例、これ、ハートシティ東京でも、様々な情報をいただいたり、あるいは事例集なども、東京都のほうでは発行していただいておりますが、やはりより多くの事例、特に災害などの事例なども含めて、そこを我々、環境面で、より最適な形で共生社会の実現に向けたところも進めていきたいと思っておりますので、東京都様におかれましては、これまでの様々なお取組に加えて、これからはさらに好事例というところと、当事者のご意見、その部分をさらに多くの市民や事業者の皆様にご提供いただければ、よりよいものができるのではないかなと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○小松会長 ありがとうございます。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の久村様から、チャットにてご意見が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

「コンビニでは、トイレのバリアフリー化、コミュニケーションボード、新型ATMの導入を進めております。コミュニケーションボードは、コンビニに必要な内容をほぼ網羅をしております、また多言語対応、スマホへのダウンロードも可能となっております。

す。ATMは低く設定でき、車椅子の方も利用しやすいATMでございます。」

以上でございます。

○小松会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、私ども、一般社団法人東京都建築士事務所協会の取組について、ご紹介させていただきます。

当会は、建築士法で定められた建築士事務所の唯一の法定団体で、現在、1,680社の事務所が会員となっていていただいております。都内で言いますと、都内の建築士の4割弱の方が、当会の会員事務所で働いております。当会では、建築士の業務に関わる様々な講習や研修を行っておりますけれども、その中で、先ほどからいろいろご説明していただいておりますけれども、福祉のまちづくりに関連した法律や条例等が改訂等された場合には、会員の皆様に速やかにお知らせするとともに、先日も建築物のバリアフリー条例につきまして、東京都の所管の部署のご担当の方と情報交換もさせていただいております。また、当会では、東京建築賞というものを設けておりまして、優秀な建築作品を表彰しております。この中には、東京都の方にもご協力いただいて、東京都知事賞というものも設けておりますけれども、こういった入選作品を選定するに当たりましては、ユニバーサルデザイン等の福祉のまちづくりに配慮したものを踏まえて、選定するとともに、その見学会というものも実施しておりまして、実際にどういったものが建築に反映されているか、配慮されているかというような事を知る機会も設けています。建築士は、建築物の設計を行っておりますので、今後も福祉のまちづくりに配慮した設計を進め、人が輝く都市東京の実現の一助になるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

それでは、最後になりますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

まず、はじめにおわびでございますが、オンラインの皆様には、不都合が発生いたしました。ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。チャットの対応などにご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。また、本日は、委員の皆様からバリアフリーに関する取組について、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日、いただきましたご意見につきましては、今後の都の施策の推進に生かしてまいりたいと考えております。

事務局からは、以上でございます。

○小松会長 それでは、以上をもちまして、令和7年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を閉会といたします。本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

(午前11時41分 閉会)